

令和8年7月1日

逗子市高齢者センター臨時休館基準

1 目的

災害時における高齢者センターの臨時休館の基準を定めることにより、利用者及び職員（以下、「利用者等」という。）の安全を確保する。

2 臨時休館の判断

安全な利用が困難な場合、速やかに臨時休館（途中閉館を含む。）を決定する。なお、臨時休館の判断は、一日を単位に行う。

3 判断の基準

次のいずれかに該当する場合に臨時休館とする。

- ・逗子市から「高齢者等避難」（警戒レベル3）以上の避難情報が発令されたとき、又は発令される恐れがあると認められるとき。（ただし、高潮に係る避難情報等、利用者等の安全に関わらないことが明らかな場合を除く。）
- ・その他、地震や施設被害等により、利用者等の安全確保が困難であると認められるとき。

4 臨時休館決定時の対応

- ・臨時休館を決定した際は、速やかに利用者へ周知する。
- ・途中閉館の決定をした場合は、速やかに利用を中止する。なお、帰宅が困難な利用者については、避難所の開設状況を紹介するなど、安全確保のための必要な措置を講じる。

5 再開の判断

再開に当たっては、臨時休館の事由が解消され、利用者等の安全を確認した上で判断する。

6 その他

臨時休館に伴う施設使用の取り消しについては、利用規則に基づき処理する。